

鴨川市給食費第3子以降無償化規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

鴨川市教育委員会教育長 鈴木 希彦

鴨川市教育委員会規則第4号

鴨川市給食費第3子以降無償化規則の一部を改正する規則

鴨川市給食費第3子以降無償化規則（令和5年鴨川市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「又は税申告書の写し」を削る。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

別記第1号様式中「住民情報」の次に「、市民税の課税に係る扶養の情報」を加え、「又は税申告書」を削る。

別記第3号様式中「住民情報」の次に「、市民税の課税に係る扶養の情報」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。